

いじめ防止対策の強化に向けた「14 の検討項目」 に係る対応状況（フォローアップ）及び R5補正予算及びR6当初予算案について

令和 6 年 3 月 2 2 日（金）

令和 5 年度 第 3 回 いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議



文部科学省

いじめ防止対策の強化に向けた「14の検討項目」に係る文部科学省の対応状況①

- ・令和4年11月に設置された「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」において、いじめ対策の強化に向けて対応すべき「14の検討項目」を整理したところ。
- ・それぞれの検討項目について、結論を得たものから順次実施していくこととなっており、文部科学省の対応状況は以下の通り。

| 検討項目 | これまでの取組 | 今後の取組予定 |
|-------------------------------------|---|--|
| 1.犯罪行為が疑われる場合の警察連携の徹底など、関係機関との連携の強化 | <p>① 犯罪に相当するいじめ事案については直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないこと等について、教育委員会等に対して通知（「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」令和5年2月7日付）を発出し、周知した。【参考資料13 P】</p> <p>② 生徒指導担当者向けの研修会に、警察庁から担当課長を招き、いじめ対応における警察との連携について説明頂くなど、警察をはじめとする関係機関との連携の徹底・強化について依頼。</p> | <p>① 来年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より、通知でも求めている「学校警察連絡員の指定等を実施しているか」等について、各教育委員会等における取組状況を把握する予定。</p> <p>② 生徒指導担当者向けの研修会や教育委員会等が主催する研修会への講師派遣等を通じて、引き続き、警察をはじめとする関係機関との連携の徹底・強化について依頼。</p> |
| 2.被害児童生徒・保護者へのケアと加害児童生徒への指導・支援方針 | <p>① 上記通知において、被害児童生徒への対応では、適切なアセスメントを行い、二次的な問題の発生を防ぎ、傷ついた心のケアを行うことが重要であること、加害児童生徒への対応では、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させることが必要であること等について周知を実施。【参考資料14 P】</p> <p>② 様々な困難や課題を抱えた児童生徒が増加する状況を踏まえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実（R5補正：約7億円、R6予算案：約84億円）など、教育相談体制の強化を実施。【参考資料9 P】</p> | <p>① 生徒指導担当者向けの研修会や教育委員会等が主催する研修会への講師派遣等を通じて、引き続き、被害児童生徒への支援や加害児童生徒への指導・支援の徹底を依頼。</p> <p>② 引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実など、教育相談体制の強化を実施。</p> |
| 3.保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発方針 | <p>① 上記通知において、「学校いじめ防止対策基本方針」について、入学説明会や保護者会等の機会を通じて説明を実施すること、見直しを行う際には保護者や地域の参画を積極的に促すことが望ましいことなどを教育委員会等に対して周知した。【参考資料14 P】</p> | <p>① 生徒指導担当者向けの研修会や教育委員会等が主催する研修会への講師派遣等を通じて、引き続き、保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有することが出来る仕組みづくりを促す。</p> |

いじめ対策の強化に向けた「14の検討項目」に係る文部科学省の対応状況②

| 検討項目 | これまでの取組 | 今後の取組予定 |
|---|--|---|
| <p>4.いじめの重大事態における総合教育会議の活用等・文科省による厳格な指導</p> | <p>①前述の通知において、地方公共団体は、いじめの重大事態が認められる場合には、速やかに総合教育会議の開催等を通じ、地方公共団体の長と教育委員会とで十分な意思疎通を図り、緊密に連携して対応することを求めています、その趣旨について教周知した。【参考資料14P】</p> <p>②『令和の日本型学校教育』を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議「報告書（令和5年7月19日公表）」において、いじめ重大事態等の緊急の場合には、速やかに総合教育会議等で協議・調整を行い、確実に首長と教育委員会が連携して対応することを示し、その周知を行った。</p> | <p>①生徒指導担当者向けの研修会や教育委員会等が主催する研修会への講師派遣等を通じて、引き続き、地方公共団体と教育委員会との連携体制の構築を促す。</p> <p>②引き続き、いじめ重大事態に係る措置をはじめとする緊急の場合に講ずべき措置について、速やかに総合教育会議等で協議・調整を行い、確実に首長と教育委員会が連携して対応すること等の周知・徹底をはかる。</p> |
| <p>5.重大事態の認知から調査開始までの迅速な処理に向けた検討</p> | <p>①「いじめ防止対策協議会」において、いじめの重大事態調査の円滑かつ適切な実施に向けたガイドラインの改定を行うべく、調査組織のあり方、調査の進め方等について検討を実施中。【参考資料19P】</p> <p>②いじめ重大事態が発生した際にいじめ防止対策推進法等において求められる基本的な事項についてチェックリストを作成し、周知するとともに、本チェックリストの活用を求めた。【参考資料15P、16P】</p> | <p>①引き続き、「いじめ防止対策協議会」において、いじめの重大事態調査の円滑かつ適切な実施に向けたガイドラインの改定を行うべく、重大事態調査や調査組織のあり方、調査の進め方等について検討を実施。</p> <p>②生徒指導担当者向けの研修会や教育委員会等が主催する研修会への講師派遣等を通じて、引き続き、いじめ防止対策推進法等に基づく適切な対応等の徹底を求める。</p> |
| <p>7.重大事態に関する国への報告（任意）による状況把握の仕組み</p> | <p>①令和5年4月よりいじめの重大事態について報告をもとめ、重大事態の発生時から進捗を確認し、必要な支援や助言を実施することや、調査報告書を収集・分析し、国における政策立案に活用している。【参考資料17P、18P】</p> | <p>①引き続き、いじめの重大事態について報告をもとめることにより、重大事態の発生時から進捗を確認し、必要な支援や助言を実施することや、調査報告書を収集・分析し、国における政策立案に活用していく。</p> |
| <p>8.重大事態調査における課題抽出に向けた報告書の分析方法の検討</p> | <p>①文部科学省及びこども家庭庁において、収集した調査報告書を基に、調査項目、調査期間や再発防止策の分析などを進め、「いじめ防止対策協議会」に分析状況を報告し、効果的な分析方法や重大事態調査の適切な運用等について検討中。</p> | <p>①「いじめ防止対策協議会」において、重大事態調査報告書の分析状況について報告を行うとともに、引き続き、提供された重大事態報告書の分析を進め、より効果的な分析方法や重大事態調査の適切かつ円滑な実施に向けた検討に活用していく。</p> |

いじめ対策の強化に向けた「14の検討項目」に係る文部科学省の対応状況③

| 検討項目 | これまでの取組 | 今後の取組予定 |
|------------------------------------|--|--|
| 9.ネットいじめについての対応強化に向けた方策検討 | ①インターネット上のいじめへの教職員等の対応強化に資するため、 教職員の研修・普及啓発や、入学説明会・保護者会等で保護者に対する説明に使用出来る動画教材を今年度で作成し、各教育委員会担当者等に対して周知する予定。 | ①生徒指導担当者向け研修会や教育委員会等への講師派遣等の機会に動画教材を活用し、ネットいじめへの対応として求められる事項について、周知・徹底を図る。 |
| 10.リスクマネジメント力のある教育長の確保方策 | ①『令和の日本型学校教育』を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議「報告書（令和5年7月19日公表）」において、教育委員会における危機管理体制の整備、 リスクマネジメントに係る研修等を通じた教育長の知識・理解のアップデートの重要性について示し、その周知を行った。 | ①引き続き、教育委員会における危機管理体制の整備、リスクマネジメントに係る研修等を通じた教育長の知識・理解のアップデートの重要性について周知・徹底をはかる。 |
| 13.被害児童生徒へのケアの方策（ICTも活用した積極認知の強化等） | ① 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の導入を推進 するため、令和5年度補正予算において約10億円を計上。【参考資料8P】 ②様々な困難や課題を抱えた児童生徒が増加する状況を踏まえ、 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実 （R5補正：約7億円、R6予算案：約84億円）など、教育相談体制の強化を実施。 | ①左記事業を着実に実施し、全国の学校において、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる体制の構築を推進する。 ②引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実など、教育相談体制の強化を実施。 |
| 14.学校教育におけるいじめ（や犯罪）についての学習の充実 | ①いじめの未然防止にも資するよう、学習指導要領に基づき、 道徳教育の要である「特別の教科 道徳」や「特別活動」を着実に実施 。また、教師の授業改善を支援するための道徳教育アーカイブの充実や道徳科教科書の無償給与など、令和6年度予算案において約43億円を計上。【参考資料10P】 ② いじめを含む差別解消に向けた人権教育を推進 するため、令和6年度予算案において約0.3億円を計上。【参考資料11P】 | ①引き続き、学習指導要領に基づき、「特別の教科 道徳」や「特別活動」を着実に実施するとともに、道徳教育アーカイブの充実を図るなど、いじめの未然防止教育を推進する。 ②引き続き、いじめを含む差別解消に向けて、人権教育の推進をはかる。 |

R5補正予算及びR6当初予算案について



文部科学省

いじめ防止に向けた総合的な対策の推進について

令和6年度予算額(案)

128.4億円の内数

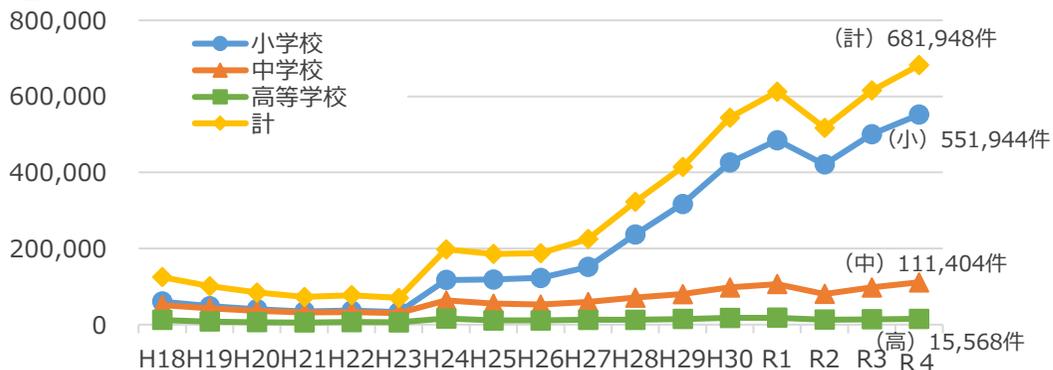
(前年度予算額

125.8億円の内数)

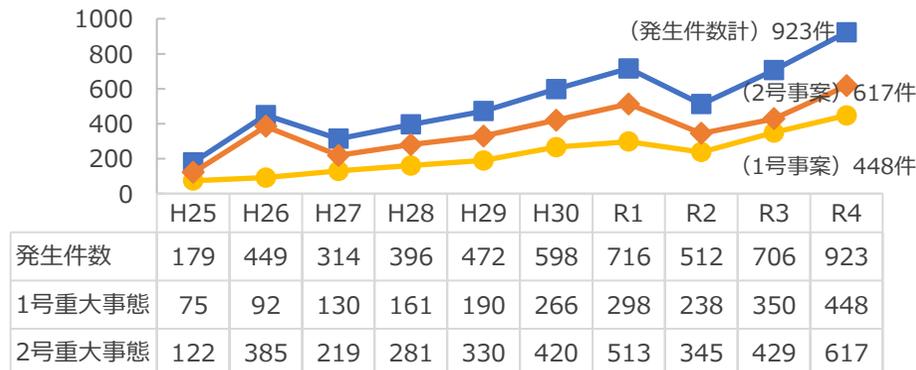
令和5年度補正予算額

21.1億円

いじめの認知件数の推移



いじめ重大事態の発生件数の推移



いじめ防止対策推進法等に基づき、積極的認知や組織的対応の徹底、いじめ重大事態調査の適切な実施を推進。文部科学省とこども家庭庁を共同議長とし、関係省庁を構成員とする「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」、有識者による「いじめ防止対策協議会」等を通じて、取組の検証・いじめ防止対策の強化を図る。

未然防止・早期発見

- 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進【R5補正：10億円】
- SNS等を活用した相談体制の整備【R6予算案：61億円の内数(59億円の内数)】
- 「特別の教科 道徳」の着実な実施などによる道徳教育の充実【R6予算案：43億円(42億円)】
- いじめを含む差別解消に向けた人権教育の推進【R6予算案：31百万円(31百万円)】
- 健全な発達に資する体験活動の充実【R6予算案：1億円(1億円)】

早期対応・組織的対応

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【R5補正：7億円 R6予算案：84億円(82億円)】
- 教育行政に係る法務相談体制の整備【地財措置】

こども家庭庁

419百万円(201百万円)

- 学校外からのアプローチによるいじめ防止対策【R5補正：414百万円】
- いじめ調査アドバイザーによる第三者性の確保【R6予算案：4.9百万円】

いじめ重大事態への対応

- 重大事態の国への報告に基づく学校設置者等への指導・助言 ※非予算
- いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂 ※非予算
- 重大事態の未然防止に向けた国の個別サポートチーム派遣 ※非予算

その他

- 「いじめ防止対策に関する普及啓発協議会」や各教育委員会主催の行政説明等におけるいじめ防止対策の普及啓発
- いじめ防止対策推進法に基づいた対応に係る教職員研修の実施、ネットいじめ対応に係る啓発動画の作成
- 「いじめ問題子供サミット」の開催

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約**30万人**。そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない小・中学生は、約**11万4千人**。いずれも**過去最多**
- いじめ重大事態の発生件数も、**923件**と**過去最多**。

安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の**緊急強化**が必要。

不登校【緊急対策】

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に策定した「COCOLOプラン」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、**情報発信を強化**。

COCOLOプラン 01 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）未設置校へ設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターのICT環境整備（オンラインで自宅等から学べるように）
- 教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化（どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化）

COCOLOプラン 02 心の小さなSOSの早期発見

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

情報提供の強化

- 学びの多様化学校設置促進のための全国会議開催、「**学びの多様化学校マイスター**」派遣（設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる制度の創設）
- 文部科学省による**一括した情報発信**（各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報を、文科省HPで一括情報発信）

組織的対応を支える取組

- R5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策（学びの多様化学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等）を**継続して実施**。
- 学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備。
- 学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで**組織的に対応**するとともに、**安心して学べる学校づくりを推進**

いじめ【緊急対策】

いじめの重大事態化を防ぐための**早期発見・早期支援を強化**。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた**指導助言及び全国的な対策を強化**。

いじめの早期発見の強化

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）（再掲）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校への**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**（再掲）

国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり

- 重大事態の国への報告を通じた**実態把握・分析、ガイドライン改訂等による全国的対策の強化**（こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- 重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣による各自治体等への**取組改善の実施**（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等に取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、国から各自治体等へ指導助言を実施）
- こども家庭庁において、
 - ・地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、**首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化**や、
 - ・いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の**人選に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等**を実施。

現状・課題

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）等を踏まえた不登校・いじめ対策を前倒して緊急実施。

事業内容【委託】

①教育支援センターの総合的拠点機能形成 3億円

- 支援を受けられていない不登校児童生徒へのアウトリーチ支援の実施や保護者に対する相談窓口を新たに開設する等教育支援センターが不登校児童生徒への支援に係る地域の総合的な拠点となるためのモデル構築を行う。
- 期待される機能・役割
 - ・ 学校内外の専門機関等で相談等を受けていない不登校児童生徒や保護者を支援につなげる。
 - ・ 不登校児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちを様々な学びの場や居場所につなげる。
 - ・ 学校、民間団体、保護者等と連携を図るための支援会議を実施。



いじめ・不登校・自殺リスク等の早期把握に向けた

②1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進 10億円

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が急増する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要
- 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の小中高校での実施を目指し、各学校設置者の導入を推進する。



③不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進 1億円

- 各地域・学校における不登校・いじめ対策の実施状況を調査・分析し、対策ごとの効果・課題を整理することにより、さらなる不登校・いじめ対策の充実につなげるとともに、優れたモデルとなり得る事例を収集・展開する。

委託先

- ①都道府県・政令指定都市
- ②都道府県・政令指定都市等
※市区町村及び私立学校は都道府県から再委託
- ③民間団体等

対象経費

- ①専門スタッフ等に係る経費
連携会議開催等に係る経費 等
- ②「心の健康観察」導入に係る検討経費、
教職員への研修・域内への普及等に係る経費 等
- ③アンケート・ヒアリング調査、報告書作成等に係る経費 等

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

| | |
|-------------|------|
| 令和6年度予算額（案） | 84億円 |
| （前年度予算額） | 82億円 |
| 令和5年度補正予算額 | 7億円 |



文部科学省

- ◆ 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実は喫緊の課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和6年度予算額（案） 6,085百万円(前年度予算額 5,889百万円)
事業開始年度：H7～（委託）、H13～（補助）

| | |
|---------------------------|--|
| 補助制度 | <ul style="list-style-type: none"> 負担割合：国1/3、都道府県・政令指定都市2/3 実施主体：都道府県・政令指定都市 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等 |
| 求められる能力・資格 | <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則） 公認心理師、臨床心理士等 |
| 基盤となる配置 | <ul style="list-style-type: none"> 全公立小中学校に対する配置：27,500校 <週4時間> |
| 重点配置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 重点配置校：10,000校（← 7,200校）<週8時間> |
| ・課題に応じた配置の充実 | <ul style="list-style-type: none"> > いじめ・不登校対策：5,700校（← 2,900校） > 虐待対策：2,000校 > 貧困対策：2,300校 <p style="text-align: center;">※夜間中学への配置を含む</p> |
| 上記以外の質の向上、拠点の機能強化等 | <ul style="list-style-type: none"> スーパーバイザー：67人 <週4時間> 教育支援センター：250箇所 <週4時間> オンラインによる広域的な支援：67箇所 <週40時間> 自殺予防教育の実施を含む |
| SC配置以外の支援 | <ul style="list-style-type: none"> SNS等を活用した相談のための相談員の配置 「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置 専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援 |



スクールソーシャルワーカー活用事業

令和6年度予算額（案） 2,355百万円(前年度予算額 2,313百万円)
事業開始年度：H20～（委託）、H21～（補助）

| | |
|---------------------------|--|
| 補助制度 | <ul style="list-style-type: none"> 負担割合：国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等 |
| 求められる能力・資格 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則） 社会福祉士、精神保健福祉士等 |
| 基盤となる配置 | <ul style="list-style-type: none"> 全中学校区に対する配置：10,000校 <週3時間> |
| 重点配置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 重点配置校：10,000校（← 9,000校）<週6時間> |
| ・課題に応じた配置の充実 | <ul style="list-style-type: none"> > いじめ・不登校対策：4,000校（← 3,000校） > 虐待対策：2,500校 > 貧困対策：3,500校 <p style="text-align: center;">※夜間中学・ヤングケアラー支援への配置を含む</p> |
| 上記以外の質の向上、拠点の機能強化等 | <ul style="list-style-type: none"> スーパーバイザー：67人 <週3時間> 教育支援センター：250箇所 <週3時間> オンラインによる広域的な支援：67箇所 <週40時間> |
| SC配置以外の支援 | <ul style="list-style-type: none"> SNS等を活用した相談のための相談員の配置 「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置 専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援 |

不登校児童生徒等の学び継続事業
・SC・SSWの配置充実【令和5年度補正予算額：686百万円】
 不登校・いじめの解消に向けた緊急的な支援を促進するため、SC・SSWの配置を支援：**3,900校**

<配置の工夫について>

自治体の配置の工夫により、週8時間以上の配置も可能（特に、いじめ・不登校等困難な課題を抱える学校（1,000校）や学びの多様化学校を想定）。

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

背景・課題

- 平成27年3月に学習指導要領等を一部改正し、従前の「道徳の時間」を「**特別の教科 道徳**」（道徳科）として位置付け、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校で**全面実施**。答えが一つではない道徳的な課題を自分自身の問題として捉え向き合う「**考え、議論する道徳**」へと**質的な転換**を図っている。
- 令和3年度道徳教育実施状況調査（「特別の教科」化以降初めて実施）の結果、教科化を受けた変化に係る肯定的回答が「**教師の意識が高まった**」97%、「**授業時数を十分確保して指導**」92.5%、「**話し合いや議論が活発になった**」86.9%など、「**特別の教科**」化が**目指した量的確保、質的転換の面で一定の成果**。
- 一方で、道徳教育の更なる充実に向けた課題として6割以上（都道府県・政令市では76%）の教育委員会が「**教師の指導力**」を挙げるなど、**指導力の維持・向上や研修機会等の充実が喫緊の課題**。**道徳科のよりよい実施に向けて、各種研修等の充実に加え、教科化以降の実践的知見の見える化・共有化を図る必要**。

1. よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進 2.7億円（2.7億円）

① 道徳教育アーカイブの充実

道徳の「特別の教科」化の趣旨を踏まえ、「**考え、議論する道徳**」の授業づくりの参考となる**授業動画**をはじめ様々な情報を発信する「**道徳教育アーカイブ**」の**充実を図ることで、教師の授業改善を支援**する。

また、(独)教職員支援機構(NITS)や各教育委員会等との相互の連携により活用促進、認知度向上を図る。



② 学校や地域等が抱える課題に応じた取組の支援

- 「特別の教科」化以降の**各地域での実践的知見の見える化・共有化（地域アーカイブセンター）**
- 道徳科の授業改善に向けた指導や評価方法の研究・成果普及
- 道徳教育推進教師を中心とした実働する機能的な指導体制構築に向けた取組
- 家庭や地域社会との連携を図った道徳教育の実践・成果普及
- 地域教材の活用等を通じた地域の特色を生かした道徳教育の実践・成果普及 等

③ 「総合的な探究の時間」の質向上を通じた道徳教育の充実

道徳教育を通じた、未来を拓く主体性のある日本人の育成に向けて、高校「総合的な探究の時間」における、**自己の在り方生き方と一体不可分な課題に対する探究活動を発展・充実させるため、実証研究を実施**する。

- 日本社会が抱える現代的な諸課題をテーマとした実証モデルを創出。
- ✓ 学校と外部専門家、民間企業等との連携充実のため、連絡調整に係る支援を実施
- ✓ 生徒のフィールドワーク、インタビュー、実地体験等の直接的な体験活動について支援

委託先

- ・民間団体（①）
- ・自治体、学校設置者（②、③）

箇所数
単価

- ・1箇所 19百万円（①）
- ・65箇所 4百万円／箇所（②）
- ・5箇所 5百万円／箇所（③）

連携重点施策

- ◆ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業
- ◆ 健全育成のための体験活動推進事業
- ◆ 情報モラル教育推進事業
- ◆ 道徳教育推進研修
- ◆ 教員研修高度化推進支援事業

2. 道徳科の教科書の無償給与（小・中学校分） 40億円（39億円）

小学校及び中学校の道徳科の教科書の無償給与を実施。

人権教育開発事業

令和6年度予算額(案) 31百万円
(前年度予算額 31百万円)



文部科学省

背景・課題

①「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定(平成12年12月)

→ 国、地方公共団体及び国民の責務の明確化と必要な措置の規定により、人権教育及び人権啓発の施策を推進。「人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画」の策定(第7条)、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての国会への報告(第8条)など

②「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定(平成14年3月)

→ 学校における人権教育については、「指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」旨決定

③人権教育の指導方法等の在り方について

→ 第一次とりまとめ(平成16年6月)、第二次とりまとめ(平成18年1月)、第三次とりまとめ(平成20年3月)、第三次とりまとめ補足資料(令和3~5年3月)

④「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年6月)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月)、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話(令和元年7月)、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年6月)

→ いわゆるヘイトスピーチや部落差別、ハンセン病、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施が必要

事業内容

基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育を推進する観点から、以下の事業等を総合的に実施し、学校教育における人権教育の開発を進める。(事業開始年度:平成9年度)

人権教育研究推進事業【委託事業】

26百万円(26百万円)

- ①人権教育総合推進地域事業:学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を都道府県教育委員会との連携・協力の下で推進し、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実に資することを目的として、実践的な研究を行う。
- ②人権教育研究指定校事業:学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的として、モデル校を指定し、実践的な研究を行う。
- ③人権教育アーカイブの整備【新規】:人権教育の充実に資する事例等を収集・集約・発信するための機能を有した「人権教育アーカイブ」の整備を図る。

学校における人権教育の在り方等に関する調査研究【事務費】

5百万円(5百万円)

人権教育に関する事業等の実践・成果や第三次とりまとめ、第三次とりまとめ補足資料の内容も踏まえ、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行うための会議を開催する。

対象校種

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校

委託先

都道府県・指定都市教育委員会、附属学校を設置する国立大学法人もしくは公立大学法人又は私立学校を設置する学校法人等

箇所数
単価
期間

①: 5地域、②: 37校、③ 1団体
①: 87万円/地域、②30万円/校、③990万円/団体
①、②、③: 1年

委託
対象経費

教育研究、成果の普及・啓発に必要な経費
(諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費等)

(担当: 初等中等教育局児童生徒課)

参考資料



文部科学省

- ◆ いじめの重大事態の増加等依然として憂慮すべき状況。いじめの対応は、学校のみでは対応が困難な事案もあり、子ども家庭庁設立準備室と共同で「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を設置し、政府の連携体制を強化。
- ◆ 連絡会議において、今後対応すべき検討項目を整理し、全体の見直しに先立ち、優先的に対応すべきものとして、重大ないじめ事案等における警察連携などいじめ対応において改めて留意すべき事項を取りまとめ、学校設置者・学校に対して再徹底を図る。

1. いじめ問題への対応における警察との連携の徹底



重大ないじめ事案等は直ちに相談・通報を行う他、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制の構築

- 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められること。
- 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならないこと。
- 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察に相談・通報を行うこと。
- インターネット上のいじめが増加しており、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報。
- 学校では取扱いの判断が困難な事案も多く、個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるよう、下記のよ
うな連携体制の構築に取り組むこと。
 - 警察署との協定の締結・見直しによる円滑な情報共有の推進(相互連絡の枠組みを構築し、幅広く相談・通報を可能に)
 - 学校・警察連絡員の指定の徹底(緊急時を含め日常的に情報共有や相談・通報が可能な連携体制の構築)
 - 学校警察連絡協議会等の活用(学校と警察で認識を共有し、積極的な相談を促進)
 - スクールサポーター制度の積極的な受入れの推進(学校と警察のパイプ役として有効なスクールサポーターの活用)
- 学校と警察が連携することで事案が解消に向かった好事例を周知
 - 例) 警察からの聴き取りによる事案の解明、警察からの注意・説諭による事案の解消
SNS上での児童ポルノ事案における警察の早急な対応による拡散防止 等
- 学校で起こり得るいじめのうち、警察に相談・通報すべき具体例を参考として提示。
 - 例) (暴行) ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
(強要) 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
(児童ポルノ) スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに送らせる。等

2. 児童生徒への指導・支援の充実



適切なアセスメントを行いつつ、関係機関と連携して、被害の拡大や二次的な問題の発生を防止、未然防止の推進

- 被害児童生徒に対しては、徹底して守り抜くとの意識の下、SC、SSWや医療機関とも協力しつつ、被害の拡大や二次的な問題の発生を防ぐとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や不登校等の場合における学習面での十分な支援にも留意。
- 加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応。いじめの背景に当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、SC・SSWを活用して適切な支援を実施。
- 外部の専門機関を活用することも有効であり、法務少年支援センターや警察機関等との連携も重要。
- 未然防止の取組として、いじめの実際の事例等を活用しつつ、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等の実践的な取組が重要。
- いじめが複数校にまたがる場合の情報共有や連携した対応の徹底。転校、進学の場合の十分な引継ぎにも留意。

3. 保護者への普及啓発



平時からの普及啓発、いじめ事案の際には学校の対応について丁寧な情報共有が必要

- 入学説明会や保護者会等の機会を通じて、いじめ対応における学校への協力を求め、「学校いじめ防止対策基本方針」や相談窓口の周知を行うとともに、法律におけるいじめの定義や保護者の責務等も周知。
- 重大ないじめ事案等における警察との連携についてもあらかじめ保護者に周知しておくことが重要。
- いじめを認知した際は、事実関係を確認し、保護者への丁寧な情報共有を徹底し、特に、加害児童生徒の保護者への説明が十分に行われていない実態があることから、迅速に情報提供し、保護者と協働で指導支援を行うこと。

4. 総合教育会議の活用及び首長部局からの支援



いじめの重大事態の際は、法律に則り総合教育会議の開催、首長との緊密な連携

- 地方公共団体では、地教行法第1条の4に基づき、いじめの重大事態(主として生命・身体に重大な被害が生じた事案)が認められる場合には、総合教育会議の開催等を通じ、首長と教育委員会とで十分な意思疎通、緊密な連携。
- いじめの重大事態における学校又は学校設置者の調査の実施に当たり、必要に応じて、首長に支援や協力を求め、迅速な調査組織の立ち上げ及び調査の開始に努めること。

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)【参考例】

<当該児童生徒に関する情報>

| | | | |
|------|-----|-----|-----|
| 学校名： | 学年： | 性別： | 年齢： |
|------|-----|-----|-----|

| 1 | いじめ重大事態の発生から調査開始 | 法、基本方針等の記載箇所 | チェック欄 (年月日記入) |
|---|--|--|------------------|
| 1 | (2号事案の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、 重大事態に至るよりも相当前の段階 から教育委員会への報告相談を行い、 情報を共有するとともに準備作業 に取り組む | <ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針32頁 ● ガイドライン4頁 ● 不登校重大事態指針2頁 | |
| 2 | 学校から教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告 ※2号重大事態は、7日以内に行うことが望ましい ※R5.3.10付け事務連絡に基づいて、教育委員会を通じて様式1の文部科学省への提出 | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第30条第1項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン5頁 ● 不登校重大事態指針3頁 | |
| 3 | 教育委員会事務局から教育委員への報告 ※教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する | <ul style="list-style-type: none"> ● 不登校重大事態指針3頁 (1号事案についても同様の対応をとることが望ましい) | |
| 4 | 教育委員会が調査主体、どのような調査組織とするか判断 ※公平性中立性が確保された調査組織とすること ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は調査の実施及び情報の提供等について必要な指導及び支援を行う | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第3項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン6頁 ● 不登校重大事態指針4頁 | |
| 5 | 被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等 ※重大事態調査の目的、調査主体(組織の構成、人選)、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う | <ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン7～10頁 ● 不登校重大事態指針9頁 | |
| 6 | 加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等 | <ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン9頁 ● 不登校重大事態指針9頁 | |
| 7 | 学校から教育委員会を通じて文部科学省への重大事態調査開始報告 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式2の提出 | — | |

| 2 | 重大事態調査の実施 | 法、基本方針等の記載箇所 | チェック欄 (年月日記入) |
|---|-----------|--------------|------------------|
|---|-----------|--------------|------------------|

| | | | |
|---|---|---|--|
| 1 | 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施 ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は必要な指導及び支援を行う | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第1項、第3項 ● 基本方針35～38頁 ● ガイドライン6、10～12頁 ● 不登校重大事態指針5～7頁 | |
|---|---|---|--|

いじめ防止対策推進法等に基づきいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)【参考例】

| 3 重大事態調査結果の説明・報告 | | 法、基本方針等の記載箇所 | チェック欄 (年月日記入) |
|------------------|--|---|------------------|
| 1 | 被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施 ※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第2項、第3項 ● 基本方針38～39頁 ● ガイドライン12～13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 | |
| 2 | 地方公共団体の長への報告にあたり、被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨予め説明すること | <ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針9頁 | |
| 3 | 被害児童生徒等に説明した方針に沿って加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明 | <ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 | |
| 4 | 地方公共団体の長へ調査結果の報告・説明及び教育委員会会議において議題として取り扱うこと ※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること | <ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針10頁 | |
| 5 | 地方公共団体の長は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の要否を判断 ※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応 ※地方公共団体の長は、再調査を実施した場合は、その結果を議会に報告すること | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第30条第2項～第5項 ● 基本方針39～41頁 ● ガイドライン15頁 ● 不登校重大事態指針10頁 | |
| 6 | 教育委員会を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書の提出 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出 | — | |
| 4 重大事態調査結果の公表検討 | | 法、基本方針等の記載箇所 | チェック欄 (年月日記入) |
| 1 | 調査結果の公表の要否を判断 ※特段の支障がなければ公表することが望ましい | <ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 | |
| 2 | 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認 | <ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 | |
| 3 | 報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告 | <ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 | |

※本チェックリストは、重大事態調査の実施に当たり、基本的な手順についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応すること。

いじめ重大事態の国への報告について

経緯

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、いじめの重大事態について、**文部科学省とこども家庭庁が必要な情報を共有し、いじめ重大事態調査の第三者性の確保や運用等についての改善を図る**などの必要な対策を両省庁で講ずることが閣議決定された。

- 令和5年3月10日付け事務連絡「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」を発出し、各教育委員会等に対して、いじめ重大事態の発生報告等を依頼。
- 重大事態が発生した際には、以下の3段階で所定の様式にて文部科学省へ報告をお願いする。

<全体の流れ>

いじめ重大事態の発生報告(事案の概要や児童生徒の様子、学校の対応等について)

- 法第30条に基づき、地方公共団体が設置する学校は、地方公共団体の長に重大事態の発生を報告した際に文部科学省にも報告
※国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び学校設置会社が設置する学校についても、同法第29条から第32条に基づき、都道府県知事等に報告する際あわせて文部科学省に報告

重大事態調査の開始報告【調査委員会等の開始時】(調査委員の構成等)

- 重大事態調査の開始（重大事態調査委員会の初回開催日）が決定した時点で、文部科学省にも報告

重大事態調査結果の報告(重大事態調査報告書の提出)

- 重大事態調査が終了し、学校の設置者等に調査結果が報告された際、文部科学省に当該重大事態調査報告書を提出

再調査の開始報告【再調査委員会等の開始時】(調査委員の構成等)

- 再調査の開始（再調査委員会の初回開催日）が決定した時点で、文部科学省にも報告

再調査結果の報告(再調査報告書の提出)

- 再調査報告書本体の写しを提出

再調査を行う場合

報告いただきたいいじめ重大事態に関する文部科学省、こども家庭庁の対応

概要

文部科学省では、報告いただいた内容をもとに、重大事態への対処及び調査の実施に係る助言等を行うとともに、こども家庭庁では、いじめ調査アドバイザーを新たに配置し、重大事態調査の第三者性の確保等から助言等を行う。あわせて、重大事態調査報告書を収集・分析し、新たにいじめ防止対策や重大事態調査の運用改善方策の検討に活用。

<報告内容に基づく国からの助言・支援体制>

<文部科学省>

- 文部科学省では、重大事態の運用等について助言ができる「いじめ・自殺等対策専門官」を増員し、必要に応じて各学校設置者等からの相談事項や問合せに対応。

<こども家庭庁>

- いじめ調査アドバイザーを新たに配置し、重大事態調査委員の確保が困難な場合等に、いじめ調査アドバイザーが、職能団体と連携して人材の紹介等を実施。いじめ調査アドバイザーへの相談方法や開始時期等については、令和5年9月5付事務連絡にて周知。

✓ **重大事態に至る前であっても、法解釈や事案の対処、調査委員の確保等について国に相談、支援を求めることがあれば、積極的にご相談ください。**

<収集した重大事態調査報告書の活用の方向性>

- 重大事態調査報告書を国において、収集・分析することを通じて、
 - ① 重大事態に至るケースに共通する要素（いじめの背景・原因、学校等の対応における課題点等）を把握し、未然防止策や重大事態への対処の改善・強化を図る。
 - ② 文部科学省、こども家庭庁の重大事態事案における助言、支援機能の改善・強化につなげる。
 - ③ 重大事態調査に係る混乱や現場の困り感の解消に向けて、迅速かつ適切な重大事態調査の運用の在り方や調査すべき内容の検討。
- なお、国による分析は、個別の調査報告書について評価を行うものではなく、あくまで、法に基づく重大事態調査の適切な運用や未然防止対策の検討を目的として実施するものとする。

いじめ重大事態の報告と国からの助言等を通じて、**迅速な対処及び対応改善の仕組みを強化し、重大事態報告書の分析を通じて、全国的な対策へつなげる好循環を構築。**

いじめ防止対策協議会

設置趣旨

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）に基づき、学校関係者や各種職能団体等の関係団体から有識者の参画を得て、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証を的確に行うとともに、いじめの問題等に関して、関係者間の連携強化を図り、より実効的な対策を講じるため、設置するもの。⇒ **子ども家庭庁設立に伴い、文科科学省と子ども家庭庁の共同設置に変更。**

現状

いじめ重大事態調査に関する主な指摘

- ⇨ 重大事態の疑いのある事案が生じていたが、調査組織の迅速な設置や調査の開始に至らなかった。
- ⇨ 調査組織の委員の選定において、**中立性・公平性が担保されていない。**
- ⇨ 事案により、調査する内容にばらつきがあり、**学校現場の負担が増加している。**

⇒ **学校・教育委員会等の教育現場におけるいじめ対応に関する体制面や運用面に係る様々な課題**が指摘されている。

主な協議事項【令和5年度】

・昨年度に引き続き、「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」で整理された検討課題のうち、以下の残る検討課題について審議。
(特に※印を付した項目)

(残っている検討課題)

(年明けをメドに検討に着手し、年度内メドに結論を得たものから順次実施：重大事態関連)

5. 重大事態の認知から調査開始までの迅速な処理に向けた検討※
6. 専門家による重大事態調査等に関する助言方法※
7. 重大事態に関する国への報告（任意）による状況把握の仕組み※
8. 重大事態調査における課題抽出に向けた報告書の分析方法の検討※

<今後対応すべき検討項目>

(結論を得たものから順次実施：全体見直し関連)

9. ネットいじめについての対応強化に向けた方策検討
10. リスクマネジメント力のある教育長の確保方策
11. いじめ対応における「第三者性確保」の方策
12. 学校外からのいじめ防止対策アプローチの確立方策
13. 被害児童生徒へのケアの方策（ICTも活用した積極認知の強化等）
14. 学校教育におけるいじめ（や犯罪）についての学習の充実

・現状、指摘されている課題を踏まえ、いじめ重大事態の国への報告等を通じた実態把握を行いつつ、以下の事項について検討を実施。

- ① 重大事態調査における**調査すべき標準的な内容や期間の考え方の整理**
- ② いじめ重大事態調査の迅速な処理及び調査の円滑化に向けて、**学校設置者の体制整備、第三者委員の確保に係る方策**
- ③ 重大事態調査の適切な実施に向けて、**国の指針等の記載の充実・明確化**

開催状況

- 第1回 (R5.8.9)
 - ・いじめの現状について
 - ・令和5年度いじめ防止対策協議会の協議事項について
- 第2回 (R5.10.20)
 - ・令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（いじめ関連）等について
- 第3回 (R5.12.11)
 - ・いじめ重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析、ガイドライン改訂等について
- 第4回 (R6.2.1)
 - ・いじめ重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析、ガイドライン改訂等について

地方教育行政を取り巻く状況

- 教育を取り巻く**社会状況の変化**、**外国人児童生徒や不登校児童生徒の増加等の多様化**や**教育DXをはじめとする学校現場における課題の多様化・複雑化**
- 「令和の日本型学校教育」を構築するため「**個別最適な学び**」・「**協働的な学び**」の**一体的な充実**を図り、**主体的、対話的で深い学びを実現**する必要
- **平成26年の地教行法（※）の改正** → 施行されて8年以上が経過し、**制度運用の成果と課題の整理が必要**

（※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

令和の日本型学校教育を推進する地方教育行政の在り方に係る基本的考え方

- 各学校を所管する管理運営機関として、**指導等を通じた管理運営に加え、教育委員会が、積極的な支援を行うこと**
- 教育委員会の機能強化・活性化**を通じて、**教育長がリーダーシップを十分に発揮**すること、教育委員会が合議制の執行機関として十分な役割を果たすこと
- 教育委員会のみでは対処しきれない課題の解決や教育の更なる充実に向けて、**総合教育会議の更なる活用等により、首長との連携・協働を通じて対応していくこと**
- 小規模自治体においては、**近隣自治体等と連携しつつ取組を進めること**、特に、**都道府県教委は、広域自治体として、市町村教委への支援を積極的に行うこと**

基本的な考え方を踏まえた具体的な方策等について

教育委員会の機能強化・活性化

【教育委員会会議の活性化】

- ・事前勉強会開催や教育委員提案に基づく課題設定など教育委員会会議活性化等

【教育長、教育委員の人選、資質・能力の在り方】

- ・教育の状況や候補者の資質・能力、特性等を踏まえた教育長の選任等

【教育委員会事務局の在り方】

- ・様々な研修の機会等を通じて指導主事の資質・能力の向上を図ること等

教育長と首長との効果的な連携の在り方

【危機管理に係る対応】

- ・総合教育会議を災害発生時の対応に係る議題で開催するなど首長との認識共有等

【総合的な施策の大綱の策定等】

- ・総合教育会議等における大綱を踏まえた取組の進捗状況等の共有等

【総合教育会議の在り方】

- ・いじめ重大事態等緊急の場合の総合教育会議等を通じた協議・調整実施の徹底等

【関係部局等との連携の促進】

- ・専門家の配置、組織改編等を通じた教育委員会事務局と関係部局の連携実現等

学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割

【学校の自主性・自律性を促す取組の実施】

- ・学校予算に係る裁量の拡大の取組の推進や外部資金の獲得等

【教師が教育活動に専念できる環境整備】

- ・保護者等による過剰な苦情や不当な要求等への対応に係る各教育委員会の支援体制の構築
- ・学校事務職員がその役割を發揮できるように支援に取り組むこと等

小規模自治体への対応、広域行政の推進のための方策

【現状と課題】

- ・職員数10人以下の教育委員会は全体の約3割、指導主事未配置の教育委員会は約2割（※）。小規模自治体は必ずしも十分な体制が構築されていない中で様々な課題への対応が必要（※）「教育委員会の現状に関する調査」（令和3年度間）
→都道府県の支援とともに広域連携を含めた各自自治体の一層の取組が必要

【必要な方策】

- ・都道府県教委は広域自治体として、域内の市町村教委への適切な支援を行うこと
- ・自治体間連携に係る取組について、事例の把握創出・横展開等積極的な支援
- ・指導主事の共同設置や、校長経験者等のアドバイザー等としての任用
- ・小規模自治体指導主事対象オンライン情報交換やネットワークづくりの場設置等

国における対応として、

- ①**総合教育会議の活性化**や**自治体間連携の促進**に向けた支援、
- ②**手引きの作成・公表**による**取組事例**や**留意事項**等の周知、
- ③特に**小規模自治体の指導主事に係るオンラインの情報共有・ネットワークづくりの場の提供** 等

（報告書QRコード）

